

平成18年11月24日（金）

於・三番町共用会議所大会議室

## 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会速記録

農林水産省

## 目 次

1、開 会 .....	1
1、部会長の選任及び部会長代理の指名 .....	1
1、総合食料局長挨拶 .....	2
1、議事の進行について .....	3
1、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）について .....	3
1、その他 .....	35
・輸入麦の売渡制度について .....	35
・産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金の 都道府県別交付予定額の算定の考え方.....	40
・「米の農産物検査等検討会」について .....	40
1、閉 会 .....	44

## 開 会

○吉井需給調整対策室長 皆様おそろいでございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましてはお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員の皆様のお出席状況でございますが、今井委員、吉水委員が所用により御欠席とのことでございます。結果、審議会令第9条の規定によりまして、本部会は成立をしております。

お手元にマイクの使用方法がございますけれども、御発言の際には緑のボタンを押していただきまして、御発言終了後、もう一度緑のボタンを押して電源をお切りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 部会長の選任及び部会長代理の指名

○吉井需給調整対策室長 さて、ここで、食料・農業・農村政策審議会の委員の異動に伴う部会長の選任をお願いしたいと思います。

部会長の選任につきましては、審議会令第7条第3項の規定に基づきまして、部会に属する委員の互選によることとなっております。なお、部会に属すべき委員につきましては、総合食料分科会の上原分科会長から大木委員、生源寺委員のお二人が指名をされておりますが、いかがでございましょうか。

○大木委員 僭越でございますけれども、当部会の部会長代理をお務めいただいております生源寺委員にぜひお願いしたいと思っております。

○吉井需給調整対策室長 ただいま大木委員から生源寺委員を部会長に推薦する旨の御発言がございました。

生源寺委員、いかがでございましょうか。

○生源寺委員 最短の移動距離のようでございますので、お引き受けいたしたいと思いま

す。

○吉井需給調整対策室長 それでは、食糧部会の部会長には生源寺委員が選任されましたので、部会長席に御移動をよろしくお願ひいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては生源寺部会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○生源寺部会長 改めて、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項の規定に基づきまして、部会長代理の指名をさせていただきたいと思ひます。

恐縮ですけれども、岩田委員にお願ひできればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○岩田委員 かしこまりました。

○生源寺部会長 それでは、部会長代理の席に御移動いただきたいと思ひます。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとなっております。

また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめた上、公開させていただきます。毎回のことでございますけれども、よろしくお願ひいたします。

#### 総合食料局長挨拶

○生源寺部会長 それでは、開会に際しまして岡島総合食料局長からご挨拶をちょうだいいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○岡島総合食料局長 総合食料局長の岡島でございます。

委員の皆様方には、連休の狭間、御多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、まず「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」について御審議をお願ひいたしたいと考えております。御案内のとおり、本年7月に決定しました経営所得安定対策等実施要綱におきまして19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとされ、9月には地域別の米穀生産の目標数量を定めることとしている経過措置を18年11月29日までとする政令を定めたところでございます。これを踏まえま

して、今回はこれまでの生産目標数量の配分にかわりまして全国及び都道府県別の需要量に関する情報を掲載する初めての基本指針となります。

また、今回の基本指針におきましては、農業者・農業者団体による生産調整の実効性確保に向けて、都道府県別の需要量に関する情報の今後の動向を分析し、中長期的な視点から将来の方向性を十分に見据えた上で19年産の作付を考えていくように、現場の意識改革を促進させるような分析も行っているところでございます。

このほか、輸入麦の売渡制度につきまして、あるいは産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金の都道府県別交付予定額の算定の考え方、さらには米の農産物検査等検討会につきまして要点を御報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、これまで同様、本日も忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば幸いです。

以上、簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

#### 議事の進行について

○生源寺部会長 それでは、本日の議事の進め方について確認をいたしたいと思います。

本日は、今もございましたけれども、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして御議論をお願いし、そのほかに幾つか事務局から御報告を受けたいと考えております。限られた時間の中で効率よく議事を進められるよう、事務局並びに委員の皆様方におかれましては円滑な進行に御協力をいただければと思います。

全体としては遅くとも12時ごろまでには終了する予定で進めたいと考えております。こういったことでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」の声あり〕

○生源寺部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

#### 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）について

○生源寺部会長 それでは、最初に「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」

についての御説明をお願いいたします。

○枝元計画課長 計画課長の枝元でございます。よろしくをお願いいたします。駆け足になりますけれども、資料の中に入っております「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして御説明をいたしたいと思っております。

初めに、目次のところでポイントを御説明いたします。

まず、7月の食糧部会におきまして委員の皆様方から米の消費動向の分析を充実せよとの御指摘をいただきました。「動向編」のⅠの米の消費動向を充実して書いているつもりでございます。その他、「動向編」につきましては、18年産米が動いてきておりますので、それらの状況を含めて7月以降の動き等を御説明したいと思っております。

また、第2の「需給見通し編」は、局長からご挨拶をいたしました。7月に御議論、御了承いただきました需要実績の算出方法とか、今回初めてとなりますけれども、都道府県別の需要に関する情報の基本的な算定手法等に基づきまして、10月15日の作況を踏まえて平成19年産米の需要の見通し等を示しますとともに、需要量情報算定の技術的な細部について御議論いただければと考えております。御了承をいただきましたら、私どもで計算いたしまして、30日に都道府県別の需要情報も含めて公表したいと考えているところでございます。

また、最後に「国の方針編」といたしまして来年度に向けた取り組み等を御説明いたします。

これにつきましては、全体を通して、米の生産・流通・消費にかかわる皆様方が自ら考える際に必要な情報をこれまで以上に出しているつもりでございます。

それでは、2枚めくっていただきまして、米の消費の方から御説明をいたします。

1ページです。枠で囲っていますが、米の消費量は長期的には一貫して減少してございます。右下の表Ⅰ-1のように、今年に入りますと月によって前年比若干伸びたところもございますけれども、中長期的には一貫して減少してきているという状況でございます。

また、2ページですが、米・小麦等の主食的な食料については継続して減少しております。また、いわゆる副食的な食料の合計は増加傾向で推移しているということでございます。

このような状況の中、図Ⅰ-3にございますようにPFCのバランスも崩れてきておりました。一番下に載っておりますけれども、新しい食料・農業・農村基本計画におきましては、平成27年の「望ましい食料消費の姿」を打ち出し、これを目指して各種の取り組み

を進めているところでございます。

3 ページは主食的食料の内訳の変化でございますので、後ほどごらんいただければ思っております。

4 ページは米の購入数量の変化を世代別に見たものでございます。いずれの年齢層でも購入数量は減少しておりますけれども、若い年齢階層の減少率が高くなっているという状況でございます。また、参考の図にございますとおり、同一世代の10年間の変化を見ましても各世代とも大きな変化がないことから、一度形成されました食習慣・購入スタイルはそう大きく変わらないと考えられます。このようなことから、世代交代が進むにつれ主食としての米の消費減少の傾向が出てくるのだろうというふうに分析しているところでございます。

続きまして、5 ページ以下は日本型食生活の普及ということで、ごはん食が減った理由、例えばダイエットのためにごはんを食べないようにしているというような誤解などもございますけれども、消費者がどういうことを考えているか。

また、6 ページでは米飯学校給食の実施校も相当伸びてきているところでございますが、まだ都市部を中心に実施回数が少ない地域もございますので、そういうところの普及に努めていきたいということでございます。

7 ページは、「日本型食生活」の実践を促進するための取り組みということで、右の枠に囲ってございますが、中食・外食事業者の方々との連携等々、このような取り組みをしているということが紹介してございます。

8 ページは、今年の10月、東京丸の内の国際フォーラムに「ごはんミュージアム」が開設されたところでございます。「実りの水田等」のイベント、あるいはおにぎりやお酒等が出るレストラン等もございますので、ぜひ一度足を運んでいただければと考えているところでございます。

9 ページ以降ですが、これは消費者の米に対する志向の変化でございます。基本的には7月に御説明したところとそんなに大きく変わっておりません。購入に際しては産地、品種、価格、食味を重視する。また、依然としてコシヒカリ等の銘柄米志向が根強い。しかしながら、近年はブレンド米等、いろいろな付加価値をつけたお米を選択するということが定着してきたのではないかと考えているところでございます。その具体的な状況が10ページから12ページまで書いてございます。ここにつきましては後ほどごらんいただければと思っております。

13ページ以降が「米の消費の外部化の進展」でございます。13ページの右の図を見ていただきますとおり、外食、特に中食の消費割合が増加傾向で推移しております。14ページになりますが、外食については横ばいに転じておりまして、弁当、おにぎり等の米飯を使用した調理食品、特におにぎり等の伸びが大きくなっております。こういう中食的な部分が増加してきているという状況になっているところでございます。

そういう中で、15ページが外食等における米の使用量でございます。総消費量は一貫して減少しておりますが、安定的に推移しておりまして、平成17年で307万トンと主食用米の37%を外食等で占めている状況でございます。

また、16ページは「米に対する外食事業者等のニーズ」でございます。右の図は484業者の外食業者の方々にアンケートした結果でございますが、「品質・食味がいい」、「安定的に一定量が確保できる」、「仕入価格が安い」、このあたりが大きな伸びになってきております。しかしながら、その484のうち17業者のすし店のものを載せております。17ですのですべてがそうということではないと思いますが、「品質・食味がいい」というのはございますが、3番目に「特定の産地・品種」、5番目に「販売態様（商品）に適合した特性がある」が来ております。そういう意味では、「外食」と一口に申しまして、その外食の中にもそれぞれ米に対するニーズがあるということだろうと思います。生産者もしくは生産者団体等、こういうマーケットリサーチ等を含めて需要に応じた米の生産・販売が重要ではないかと考えているところでございます。

17ページ、18ページは具体的な銘柄等でございますので、省略させていただきます。

19ページにまいります。加工品における米の使用量につきましては、酒造用等を中心にやはり減少傾向で推移しております。しかしながら、焼酎や加工米飯への原料米の需要は中長期的には増えてきている状況が出ております。

また、20ページで加工米飯を載せておりますが、増加傾向で推移してきているということでございます。

21ページ、22ページの加工食品、お酒については、全体としては減少傾向ですけれども、加工食品では例えば米粉パンが注目されているとか、お酒の方では焼酎等で伸びが出てきているというような状況が書いてあるところでございます。

以上、消費の動向でございます。

続きまして23ページ以降ですが、「米の生産に関する動向」ということで幾つか載せてございます。

18年産米のうち米の作付に関する動向ですけれども、上位20品種の中には作付集中の緩和とか他品種の作付増などにより作付比率が低下すると見込まれるものがあるということで、特に第1位のコシヒカリが前年産実績に比較して18年産の見込みは0.65ポイント低下する。これは新しい傾向ではないかと考えております。作付集中の緩和ということで、こしいぶきやてんたかくといった品種に変わってきているというような分析をしているところでございます。

また、24ページの生産状況でございます。これにつきましては10月15日現在における作柄を公表いたしましたので、それに伴いまして御説明をいたします。

今年は全国的な日照不足がございました。また、台風10号・13号の影響によりまして九州を中心に被害が発生いたしまして、全国では作況指数が96、10a当たり収量は558kgと見込まれているところでございます。また、地域別に見ますと、北海道は作況105ということで非常にいい作柄でございましたが、特に九州、佐賀などは49、九州全体で78ということで、九州を中心に作柄が非常に悪かったことから、全国の作況は96でございます。

また、最後の段落に書いてございますが、18年産水稻の作付面積は168万4000ha、前年産に比べて1万8000ha減少いたしました。ここ数年で初めて作付面積が減少したところでございます。来年、これから農業者・農業者団体に需給調整の主体が移行しますけれども、そういう中で生産調整、需給調整の意識も徐々に浸透しつつあるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

続きまして、25ページでございます。この作柄を踏まえて需給がどうなるかというのが右の図でございます。需要量につきましては昨年の指針等で844万トンと見通しておりました。作況96で米の生産量が855万トンというふうに推計されます。このうち、いわゆる生産調整の制度的な加工用米需要が15万トン程度と見込んでおりますので、主食の生産量は840万トンと推計いたしております。844万トンと比較して若干ショートしてございますが、備蓄等がございましたので、特に安定供給には支障はない、基本的には需給が均衡したのではないかと考えているところでございます。

このため、なお書きのところでございますが、政府備蓄米の年産構成の適正化を図り、回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、18年産米の政府買入・売渡数量につきましてはそれぞれ同数の30万トンといたしまして、年内から買い入れを開始したいと考えているところでございます。

26ページは品質でございます。災害等がございまして非常に心配されました。地域別に

いろいろございますけれども、1等比率が79.5%ということで、17年産と比較して2.7ポイント高くなっていますので、全体的には品質のよいお米がとれているということがございます。

27ページ以降は「米の需給に関する動向」ということで、出荷、販売の動向でございます。18年産米の生産者から単位農協へのうるち米出荷につきましては、右の表の一番右ですが、416万トンと前年同期を下回る水準となっております。また、その下の単位農協から全国出荷団体への販売委託数量は10月末現在276万トンということで、これも17年産米の前年同期を下回る状況になっているところでございます。

28ページ、販売の動向でございます。全農、全集連の10月の販売実績は29.8万トン、7～10月の累計では100.6万トンということで、前年同期を相当上回る水準になって販売が進んでいるという状況でございます。

29ページに出荷数量なり無償譲渡等の表がございます。

それらも含めまして、30ページに全体としてのうるち米の需給現状の速報値を載せております。後ほどごらんいただければと考えています。

31ページはもちですが、15年産もちの不作によるもち米価格の上昇等から、うるちからもちへの作付にシフトし、一貫して増加傾向で進んでおります。しかしながら、表Ⅲ-7の一番右にありますとおり、これは今年初めて御提示させていただいておりますが、持ち越し在庫を非常に抱えている状況にあり、販売状況は順調とは言えないと考えてございます。18年産のもちにつきましても依然として増加傾向にあるというふうに見通してございまして、さらなる供給過剰の状態になることは確実ではないか。そういう意味からしますと、もちについても全国的な生産の抑制を推進していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

32ページは清酒用の原料米でございます。清酒自体の消費が減っていることに伴い、原料米等も減少傾向で推移している状況でございます。

続きまして、33ページ、加工用米でございます。生産調整用の加工用米につきましては15万トン程度と見越しております。17年産持ち越しを含めた18年度の総供給量は20万程度と推計しておりまして、加工用米についても需給のギャップが生じるのではないかと。年々の需要量に見合った生産が課題になってくるかと考えているところでございます。

一方、表Ⅲ-10にございますように、まだ少なくともございますけれども、流通契約農業者が直接実需者と結びつくような取り組みも16年産から進めておりまして、そのような取

り組みも徐々に伸びてきているところがございますので、こういう取り組みも推し進めていきたいと考えてございます。

34ページは政府米の販売の状況でございます。8～9月の間は18年産米の本格的流通開始時期を控えて減少していましたが、10月以降、業務用として使用される18年産米の低価格米が不足していることを背景といたしまして、下の表にございますとおり、10月以降、政府米の最近の販売数量は増加傾向になってきているところがございます。また、落札価格は図のように若干右下がりになってきている状況でございます。

全体を通した在庫の状況が35ページでございます。政府米の77万トンを入れまして、18年6月末の在庫量は、グラフの一番右、259万トンということで昨年と同水準となっている状況でございます。

そのうち、36ページに政府備蓄米の在庫状況がございますが、過去ございました相当古いお米につきましては、餌用等に対応いたしまして、ここにございますとおり、16年産、17年産が大宗を占めるようになってきております。そういう意味では、政府備蓄米の運営につきましては回転備蓄の方式が軌道に乗る環境が整ってきたのではないかと、こういう状況をこれからも続けていきたいと考えているところがございます。

37ページは流通在庫でございます。旧登録卸売業者の在庫量につきましては、過剰な在庫は持たないという姿勢が非常に強く出ておりましたけれども、新米が本格的に出回りしましたので、18年の10月末現在では29.8万トン、昨年と同水準という感じになっているところでございます。

38ページ以降は価格の動向でございます。

まずコメ価格センターにおける平成18年産米の取引ですが、これは食糧部会にも御報告、御議論いただきまして、本年度から新しい取引ルールを決定し、8月30日から毎週入札を行う方式に変更したところがございます。その状況、月別の価格、落札率等を載せてございますけれども、北海道米の銘柄、魚沼コシヒカリ等については落札率が非常に高く、価格も前年同時期を上回る状況でございますが、一方で中間的なお米と申しますか、そういうところの落札率が非常に低いという状況で、下の方に文章で書いてございますように、全体といたしましては、65銘柄・16万4000トンが上場されまして、56銘柄・2万6000トンが落札、平均で16%という落札率になっております。銘柄間の格差が非常に大きいことが特徴であるとともに、一番下に書いてございますが、出来秋中心の産地からの直接販売等により、必ずしもセンターを利用しない経路で買い手が必要量を手当てしている状

況があること、また大口割引がある相対取引と比べて入札取引の価格が一般的に高いことなどから、このような状況になっているのではないかと考えているところでございます。

39ページに幾つかの新しい動きを書いておりますが、定期注文取引の活用とか指し値の修正等、活発な取引に向けた動きも見られてきておりますので、今後、全国出荷団体を經由いたしましたセンターへの販売が主体となっていく中で、センターの入札と相対取引の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、40ページ、41ページは銘柄別のものを細かく出しております。

42ページは今回新しく御報告するものでございます。平成18年産米の相対取引価格の動向が42ページでございます。相対取引価格につきましてはコメ価格センターの取引ルールの見直しを踏まえて、政府米の備蓄運営の円滑化なり米穀の取引価格の透明性を確保するため、全国出荷団体等から報告を受けることにより定期的に公表することにしたところでございます。

右の方に銘柄別に8～10月分の3カ月分を加重平均したものを載せてございます。これを見ていきますと、新潟コシヒカリの魚沼を除きまして、コメ価格センター価格の95%から101%の範囲におさまっており、大きな乖離は見られないところでございます。そういう状況が出ております。

続いて卸・小売の状況ですが、43ページが卸、44ページが小売でございます。魚沼コシヒカリ、きらら397はセンター価格が上昇しております。それが卸売価格に反映されております。小売の方はそんなに大きな変動は見られていないようでございます。

45ページですが、もちにつきましては先ほど申し上げたような需給状況の中で、17年産米に比べて3～5%低い水準となっているような状況でございます。

以上が米にかかわる需給状況の御報告、御説明でございました。

46ページ以降は「米政策改革の推進について」でございます。ここにつきましては、7月に最終的に御報告をし、その前の2月から7月までの間、検証検討会及び当食糧部会において数多くの議論をさせていただいたところでございます。それと重複するものが多々ございますので、新しい動き等を御報告したいと思っております。

まず46ページですが、7月21日に米政策改革推進も入っております経営所得安定対策等実施要綱が決定されました。これによりまして19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行が決定されたということでございます。

それを踏まえまして、47ページですけれども、16年の改正食糧法の施行の際に本日御説

明しております指針におきまして経過的に地域別の米穀の生産の目標数量を記載する、目標数量という形で国が定めるということに記載することとされた措置につきまして、政令を改正いたしまして、その終期を平成18年11月29日と定めたところでございます。そういうことから、最初に申し上げましたとおり、本日御了解いただければ、それに基づいて計算し、需要の情報という形で11月30日付で公表するという運びにしているところでございます。

48ページ以降はその主体的な需給調整システムの円滑な実施に向けた取り組みの状況を書いてございます。都道府県の協議会、地域協議会がこれから主体的な役割を果たしていくわけでありまして、本指針の中で19年産米の都道府県別の需要量に関する情報を提供することによりまして、いよいよ19年産米の取り組みが実質的に都道府県レベル、地域のレベルでスタートすることになっているわけでありまして、国、都道府県及び市町村も連携いたしまして生産調整への参加者をさらに拡大するような取り組み、また認定農業者及び特定農業者団体等に対して生産調整の実施について働きかけるよう通知をさせていただいたところでございます。

また、49ページの左側の真ん中辺でございまして、県協議会なり地域協議会、JA等の生産調整方針作成者の関係者に対しても、協議会の構成員の問題、また④にございまして、より客観的に透明性を持って議論が行われるように地域協議会での議論を公開すべきではないか、また農業者リストを整理すべき、こういった取り組みの強化を図り、今、そういうことをさらに指導しているところでございます。そういう中で、右の方ですが、19年産米に向けて以下の点について重点的に取り組む必要があるということで、需要量に関する情報に基づく生産の徹底、水田農業ビジョンの点検等についてお示しをしているところでございます。

また、51ページですが、生産調整メリット措置であります産地づくり対策の有効な活用により取り組みをしっかりとやってほしいということ、また、一番下に2行書いてございますが、各県協議会なり地域協議会の状況について私どもといたしましても定期的に把握し、取組みおこなっている地域に対しては濃密かつ的確に指導することとしているところでございます。また、生産調整方針作成者の参画状況は、現時点で「一部が参画していない」、「回答なし」が約1割残っておりまして、これらの体制整備も推進することとしているところでございます。

52ページ以降は米政策改革推進対策にかかわる各種の施策でございます。現在は18年度

までの3カ年の対策として、集荷円滑化対策、いわゆる稲得対策、担い手経営安定対策、産地づくり対策を進めております。これらも19年産米から主体が移ることを踏まえて見直し、再編・整理を行うこととしております。ここでは18年度における幾つかの状況を御説明しております。ポイントだけ簡単に御説明させていただきます。

集荷円滑化対策につきましては、18年度は生産者数が138万人、生産確定数量で575万トンということで、69%の加入率となっているところでございます。

53ページ、54ページは7月に御説明いたしました基金の活用状況等でございます。

55ページですが、いわゆる生産調整メリット措置としての米価下落の際の一部補てんがあります稲作所得基盤確保対策でございますが、18年産の加入状況につきましては契約者数92万、契約数量が約404万トンという状況になっているところでございます。

57ページは、その米価下落対策のうち担い手につきましては上乘せを講じておりますけれども、これにつきましては加入件数が3万6000件、面積20万1000haとなりまして、約6000件、加入状況面積で2万5000haが新規加入ということで、担い手の加入が進んでいるという状況でございます。

59ページ以降は産地づくり対策でございます。いろいろ細かく分析しておりますが、基本的には作付に対する交付がほとんどでございます。農地流動化なり作業受委託に取り組むような協議会が出ていること、また麦・大豆・飼料作物以外の地域の戦略作物でありますそばや野菜に対して交付をする、担い手を対象した交付、そのような積極的な取り組みも進んできているということを分析しているところでございます。

続きまして、61ページ以降、米の輸出入に関する動向でございます。7月の段階から10月末現在のミニマム・アクセス米の販売状況を右の表に載せてございます。前回御説明いたしましたとおり飼料用米として販売することを開始いたしまして、6月末で203万トンありました在庫が10月末では189万トンとなっております。引き続き在庫の縮減に向けて努力をしていきたいと考えております。

62ページはWTO農業交渉の状況でございます。7月の段階では、⑥、⑦のあたりまで、要は交渉を中断するというところまで御報告いたしました。その後、各国が交渉の再開に向けていろいろな模索を行っており、我が国といたしましても我が国の主張が反映され成功裏に終結するように努力をしているところでございます。

63ページ、64ページは国内産米の輸出でございます。右の図の一番下にございますが、安倍総理の所信表明演説におきましても、攻めの農政ということで輸出に積極的に取り組

んでいくようにやっているところでございます。米につきましても年間400～500トンあたりで来ておりましたけれども、東アジア地域なりアメリカが伸びてきておりまして、国内産米の輸出実績も平成17年度は全体で760トンとなっております。

64ページは、米政策におきましても消費純増策として輸出をする場合には生産目標数量を補正する仕組み——昨年度は2件出ていますけれども、こういう取り組みもございまして、こういうものもPRしていきたいと考えております。

65ページ以降が「需給見通し編」でございます。

65ページは17年、18年の全国ベースの需要実績の確定でございますが、7月に速報値として御報告いたしました850.8万トンにつきまして、その後の確定調査の結果、一番下のところですが、851.7万トンと確定をさせていただいたところでございます。

66ページは、それと同様の手法で算出いたしました17/18年の各都道府県の需要実績でございます。これはいつもどおり作況に関する補正をやっておりません。生の数字でございます。

67ページ以降が来年に向けた需要の見通しでございます。18/19年につきましては844万トンでございましたが、17/18年の需要実績の結果を踏まえて18/19年以降の全国の需要実績を用いたトレンド方式で算定いたしますと、平成19/20年の需要は844万トンと見通しているところでございます。

こういうことを踏まえて、68ページですが、平成18年6月末の在庫が259万トン、うち政府米が77万トン、18年産米の生産量が840万トン、先ほど申し上げましたとおり政府の売りが30万トン、供給量の計が1099万トン、また需要量につきましては840万トン、うち政府の買いということで30万トンにしたいということでございます。

69ページ以降ですが、生産調整システムが農業者・農業者団体の主体的なシステムに移行することにより、国による都道府県別の生産目標数量の策定にかわりまして今回初めて都道府県別の需要量に関する情報を提供することとなっております。69ページの右の図にどのような情報が提供されるかということをもとめているところでございます。7月に御説明したものをさらに簡単にしたものでございます。

それらを踏まえまして、70ページ以降が来年に向けた需要見通し等でございます。本日の議論の中心になろうかと思えます。改訂需要見通しということで、先ほど御説明いたしましたとおり835万トンが需要の見通しでございます。しかしながら、18年産米は作況96で需給が均衡したということは、逆に申しますと大幅な過剰作付が生じているということ

でございます。19年産米の需給の安定を図るためにはこの過剰作付が解消される方向に誘導するシグナルを出すべきではないかと考えておりました、この835万トンの基本として削減することにしております。(3)ですが、需要見通し835万トンを基礎といたしまして、18年産米の主食用等生産量840万トンのうち、18年産米の生産確定数量、いわゆる生産目標数量は833万トンでございます、7万トン上回っております。この7万トンを835万トンから削減いたしまして、改訂需要見通しとしては828万トンにさせていただきたいと考えております。これを都道府県別の需要情報ということで分解していくことになるわけでございます。

その都道府県別の需要量に関する情報が71ページ以降でございます。1番に基本的考え方、2番目に今回御議論いただきます技術的細部の考え方を文章で示してございますが、わかりづらいと思いますので、72ページ、73ページの図で御説明いたします。

73ページは7月に御説明をし、御了解をいただいた絵でございます。いわゆる6中4、6年の中から最高値と最低値を除いた4年間の需要実績の平均値を出す。その際、4年間につきましては、作況に関する補正と一番右にございます過剰作付分を補正するという作付に関する補正の2つの補正をいたします。これについて技術的な事項として御議論いただくということでございます。

この6中4の過去の需要実績につきましては、政府がいろいろな意味で配慮をするということで各年において1割とか2割の配慮分がございましたが、これは10割ということで客観的・透明的に計算する。そういうふう計算されたものにつきまして、先ほどの7万トン分について18年産で超過している都道府県からそれぞれ差し引くことによって都道府県別の需要量に関する情報を出すことになるわけでございます。

その中で技術的な点といたしまして、72ページの図VI-2で2点御説明したいと思えます。

まず一つは作況補正のやり方でございます。この需要実績は当然主食用ということで、集荷円滑化で区分出荷されました7.6万トンは需要実績の計算から排除してございます。しかしながら、作況補正の際に集荷円滑化分の区分出荷量も排除いたしますと先ほどの需要実績とダブルのカウントで排除することになりますので、作況補正の部分では集荷円滑化対策で区分出荷されたものも含めた上で補正をしていることが1点目でございます。

2点目は作付の補正、下の囲みの部分ですが、なお過大に作付をしている分について作

付の補正をいたしております。ただ、いわゆる過少作付、昔で言う超過達成の分につきましては定着も進んでいることから補正させる措置はとらないで、未達成の分についてだけ作付補正をしていくということを技術的な事項として御提案したいと考えているところでございます。

以上に基づきまして、74ページ以降でございますが、まず都道府県別の需要見通し、需要実績を今申し上げたような技術的事項も含めて補正の上、計算する。また、75ページですが、先ほど申し上げた7万トンにつきまして、個別の産地の需要見通しを反映して、目標数量を超えて生産された数量に応じて右に載っているような数字をそれから差し引いていくということで、76ページの19年産米の都道府県別の需要に関する情報が出るようになっております。御了解いただければここに数字を載せまして、30日に公表するというところでございます。

なお、77ページ以降には、ぜひ現地の方でも考えていただきたいということで幾つか詳しい情報を載せてございます。6中4という形でとりますので、当然5中3のときよりは異常年等が排除される等、より客観的な形にはなっておりますが、各年において各産地でいろいろなばらつきがございます。そういう意味からいたしますと、例えば来年の需要量情報がふえたとしても、中長期的には減っていくとか、そういうことがきちんとわかっていただきたいということで出しているものでございます。

幾つかポイントだけ申しますと、6の(1)ですが、1つとして、生産調整メリット対策、産地づくり交付金等につきましては、この需要情報に基づいて生産調整認定方針作成者が通知をした生産確定数量に沿って生産が行われることを要件としたいということ。

(2)として、80ページの参考の表に載せておりますように、18年産米の生産調整の取り組み状況は、生産目標数量に比べて大幅な過剰作付になっておりますことから、19年産米以降も継続すれば非常に大きな影響が出るだろうということで、①需要量に関する情報に基づく生産の徹底ということで、表VI-4にございますように、19年産米の需要量に関する情報を上回るような18年産米の生産実績が出てくるのではないかと予想しておりまして、ちゃんと需要情報に基づいて生産をすべきではないかということ。

78ページは中長期的な視点ですが、各都道府県の需要実績はさまざまな要因で年々で変動する傾向があることから、表VI-5に6中4の算定に用いるデータをそのまま載せてございます。例えば、12/13年のデータが採用された4年のうち最高値で、次の年はそれが採用されないといったことになりまして当然需要見通しは減少していく。また、全体とし

ての需要も減っていく。また日本の人口も減少していくことを考えると、米の全体需要は将来的に減少傾向をたどるだろうというふうに思っております。表VI - 5とか次のページの（参考）、このようなことを踏まえてぜひ産地ごとに中長期的な動向を分析していただきたいと考えておりますし、また、客観的に計算するものでございますので、それが計算できるような情報を載せてございます。そういうことを各産地の方にも徹底していきたいと考えております。

最後は「国の方針編」でございますが、これは7月に御説明したものと大きく変わっておりません。82ページは産地づくり対策については地域の創意工夫の観点から見直すということ、83ページの集荷円滑化につきましても御説明いたしましたように対象の弾力化をするということ等々を載せているところでございます。

また、85ページ、86ページの備蓄運営につきましても、先ほど御説明いたしました、86ページに書いてあるとおり需給はほとんど均衡いたしましたので、回転備蓄を軌道に乗せていくために、18年産米の政府買入れとそれに見合う販売を行っていくことが必要だろうということ。また、買入れ方法につきましても、コメ価格センターにおいて上場実績を有し、また落札されたものを基本として買入れをやっていくということでございます。

新しいものといましては、86ページの右下の災害状況の部分でございます。今年は災害が非常に多かったわけでございます。加工用米の出荷契約の問題、集荷円滑化対策の生産者抛出金の問題、いわゆる稲作所得基盤対策の特例等々、災害に対応した米としての対応もさせていただいたところでございます。

最後に米の輸出入に関する状況でございますが、輸出につきましては取り組みを支援したい。また、検疫等の問題があるところについては政府としても相手国に対して必要な改善を折衝していきたいということでございます。なお、輸入数量につきましては例年どおり3月にまた御議論いただくことになろうかと思っております。

駆け足でございましたが、以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございました基本指針に関しまして、どなたからでも結構でございます。御意見あるいは御質問をいただければと思います。

立花委員、どうぞ。

○立花委員 恐縮ですが、この後都合で中座させていただきたいので、冒頭御発言させて

いただきます。

細かな技術論の話は私もすぐには理解できないので、ざっくりと大きな観点で私の関心事項を申し上げさせていただいて、後ほどで結構でございますので教えていただきたいと思っております。

一つは、これは私の独断が入っているかもしれませんが、農業構造改革あるいは米の改革については生産者と農協との関係が一番大事だろうと思っていまして、その意味で、今御説明いただいた資料の30ページ、生産者と単位農協の関係についてです。生産者と農協の関係は、販売委託の形から売買契約にすることによって、生産者が自分のつくったものが一体幾らで売れるのかということが非常にわかりやすくなるということで、このところの改革もあったと思うのですが、基本的には農協との関係ですから法律論ではなかなかいえない話だと思います。この辺の販売委託のところから売買契約といったところへの見直しはどの程度進んでいるのか進んでいないのかというのが1点でございます。

2点目は、来年度から生産者あるいは生産団体が主役となるシステムへの変更ということで、行政はこういった消費数量を提示する形になるわけですが、その場合、これからの調整の一つのやり方としては、県の中での調整、あるいは県間での調整ですね。嘘か本当か私はわかりませんが、最近温暖化の影響で九州は米に適しているのかどうか、だんだん北上しているのではないかとといった新聞報道もあります。CO<sub>2</sub>の排出権売買にならって米の生産する権利をお金で売買し合うといいますか、そういった県の中での調整あるいは県間での調整という仕組みも一部入っているということで、たしかこの資料でもどこかにそういった取り組みがあるということがあったと思いますが、その辺の取り組みがどうなっているのか、教えていただきたいと思っております。これから生産者あるいは生産者団体主役のシステムになるとすれば、米をつくる権利を売買するといいますか、交換し合うといいますか、そういったことも生産調整を円滑にするための一つの仕組みとして大事になってくるのではないかと考えているものですから、申し上げたわけです。

3点目は、産地づくり対策といえますか、昔からの転作奨励金のお話です。資料を見ますと、作物作付及びその販売、あるいは担い手の明確化等々、半分程度しか達成されていないということです。もちろん、これからの政府の方針の中でこれをいろいろ評価してレビューした上で見直していくのだと。それはそのとおりで思うのですが、59ページの産地づくり対策のところの達成状況を見ると、私が思ったよりもよくないなという感じが個人的にはしたものですから、この改善といえますか、その辺の取り組みをぜひお願いした

いと思います。

駆け足になりましたが、以上です。お答えは後ほどで結構です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

藤尾委員、どうぞ。

○藤尾委員 まず、38ページにコメ価格センターの入札の動向について詳しく載っており、御存じのとおり18年産の入札は実績で22万6000トン、平均落札率は16%と低迷しています。このような状態が続くといろいろな問題が出てくるわけですが、現実には買い手の消費者あたりから価格センターで不落札の値段が高値で張りついているのはおかしいという意見がぼつぼつ出てきておりますので、できることなら早く助成対策を講じて適切な指導をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

もう一つは、68ページの「平成18/19年の主食用等の需給見通し」についてです。18年産米の政府買入・売渡数量はそれぞれ30万トンと予定されていますが、御存じのとおり北海道は予定どおり集荷が進んでいなくて品不足現象が起きていますし、九州では不作が続いているということですので、12月から買い入れをされる手続等について、この数字の目標を達成するのは非常に難しいのではないかと考えていますので、実際の見込みその他についておわかりの点があったら教えていただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。何人かの方の御発言をいただいてから、必要に応じて事務方に御説明をいただきたいと思います。

富士委員、どうぞ。

○富士委員 私からは、需給情報の算定方法を含めての課題と、それから評価すべき点もあると思うのですが、4点ほど述べたいと思います。

1点目は激変緩和措置を何らかの形で検討できないかという点です。資料にも書いてありますように、6中4、需要実績10割ということで、当然直近の4年平均、5年平均より6中4の方が安定しているわけですが、それでも指針にも書いてありますとおり凸凹が生じることは否めないわけです。その凸凹の増減の範囲はあると思うのですが、いずれにしても米の需要が減少していることから米の生産量を毎年減少させていかなければならないという基本方向にある中で、その算定をとることによってふやしいみみたいな間違った

情報を与えたり、それから売れているのに必要以上にもっと減らさなければいけないという事で違反を招くような、そういう極端な凸凹が生じることもあり得るわけですから、そういう極端な凸凹が生じた場合については、将来的には米の生産数量は減少していくのですよという基本方向の中では、来年20年産の算定に向けて、営農を安定させることも含めて何らかの激変緩和措置のようなものを検討していく必要があるのではないかと。

立花委員がおっしゃっていましたが生産目標数量の県間調整、これも我々は大変有効な手立てだったと思っています。立花委員がおっしゃるように、生産調整、計画生産を円滑にやるためにはこういう仕組みが必要です。その県間調整を円滑にやるためにも需要実績のカウントのとり方についても検討していく必要がある。出したら、その分が需要として減らされるようなことのないように、その辺の工夫が県間調整にも要るのではないかとということでもあります。

2点目は、政府米の売り渡し、販売に伴う算定の方法であります。政府米の買い入れ、それから1年抱えて古米にして2年目以降に売っていくわけですので、政府米に売ったときと政府米が売れていく状況は当然タイムラグが発生するわけです。一方、政府米がいっぱい売れるときは不作時の物が足りないときですが、6中4をとりますので、政府米がいっぱい売れたときは6中4で最高値になりまして、その年が除外されてしまう、そういう問題がございます。去年までは需要実績9対1みたいなところで政府米のタイムラグを調整するような手法があったわけですが、需要実績10割ということでそういう調整がとれなくなったわけでございます。需要実績10割が悪いと言っているわけではなくて、政府米の買い入れと売り渡しについてはそういうタイムラグがあるので、その辺についてうまいカウントの方法を考えていただきたい。政府米に売ったものは需要実績にカウントしてもらえないということであれば、政府米に売らなくなるようなことにもなりかねない。政府米の備蓄運営を円滑にしていくためにも毎年一定数量の買い入れと売り渡しが必要なわけですから、政府米の買い入れ・売り渡しに対するカウントの仕方、算定方法について、20年産に向けて検討していただきたいということでございます。

3点目は評価の方です。過剰作付の実態があるということで、18年産も作況96で不作なわけですがけれども、これで需要とほぼ拮抗するようなことになっていて、もし作況が100だったら生産量が43万トンぐらいふえていたということがございます。そういう意味で、835万トンの需要数量より7万トンをマイナスする、その7万トンを過剰作付の実態に反映して差し引く。そこは去年もやっていますし、そういう意味では評価しているわけです。

けれども、いずれにしてもそれは7万トンで、43万トンではないわけで、19年産の目標を達成するためには面積にすれば全国で9万haぐらい作付を減少しなければならない。その辺の数字を今回の指針にくみ入れて産地に対する適切な作付情報として出していただいたことは大変評価できる部分ではないかと思っています。我々も当然その情報を適切に伝えて、県・市町村と一緒に計画生産の取り組みに進んでいきたいと思っています。

4点目は、政府米の備蓄運営においては、需給等を踏まえて適切に年内に買い入れて、それを売っていくということでありまして、政府米を30万トン売っていくという総数量はわかりますけれども、例えば1年間ずっとフラットではなくて出来秋から年内は旧計画外が大量に出回るという流通実態がございますから、そういうときは抑制的にするとか、年明け以降3月までは安定的に売るとか4月以降は安定的に売るとか、そういう政府米販売の月別計画といいますか、四半期別計画といいますか、そういったものはあるのかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思っています。ないなら、そういうものをきちんと策定して、政府米の円滑な売却をやっていただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

このあたりで事務局からコメントをいただきたいと思いますが、ちょっと確認させていただきますが、富士委員の4つの中の最初の2つは、20年産米に向けて検討というお話ですね。

○富士委員 はい。

○竹内委員 すみません。私も途中で退席させていただきますので。

○生源寺部会長 それでは、竹内委員の御発言の後、事務局からお願いします。

○竹内委員 質問が2点と、3点目はコメントみたいなものです。

一つは、今年で政省令告示は終わりだということは、来年以降は情報提供という形で政府からデータが出ますね。そのデータの編集も含めて生産者団体が自主的にできる。もちろん政府がもう少し幅広い意味での情報提供はいろいろあると思うのですが、そういうふうに変わるということなのかどうかということです。

2点目は、富士さんのお話の3番目と同じですが、43万トンぐらいが過剰である。そして7万トン分は大筋入っている。すると残りはどこへ行ってしまったのか。全体としては需給が均衡しているといっても、作況96で均衡ですから、その分、どこか過剰作付があったというふうに推定されているわけですが、来年の自主的計画の上では7以外のところは

どういふふうに整合性があると考えたらいいのか。その2つが御質問です。

3番目は若干感想ですけれども、いよいよ米改革の実行段階に入って、この問題も実施段階に入ってきたということです。これから大いに実効性を上げていただきたい。細かい点はいろいろ過程で出てくると思います。一つは、今すぐというわけではありませんが、こういう大きな改革が進んでいくとMA米について今のような仕組みだけではサステナビリティがないなということがあると思います。すぐにどうこうということは難しいかもしれませんが、国内・海外を含めて、今の仕組みでは将来にわたって継続してやっていくことは事柄の性格からしても無理だろうと、そういう御認識はあると思うのです。今お答えをくださいという気はありませんが、そういう問題が大きく残って、だんだん目立ってきたかなという感じがいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省食糧部の方からいかがでしょうか。

○枝元計画課長 立花委員は御退席されましたので個別に御報告をしておきたいと思いません。

藤尾委員からございましたセンターの関係でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、落札率は銘柄によって違いはありますが、16%程度ということでございます。そういう中で、先ほども御説明いたしましたように指し値の修正なり定期取引なり、売り手側のいろいろな動きも出てきておりますし、また買い手側にもいろいろ御協力をいただいてセンターの取引が活性化していくことが重要だと認識しております。ただ、現在はいわゆる出来秋で、もう少し先に全国団体へのお米に対する需要が行くだろうと思っておりますので、そこについてはしばらく様子を見たいと考えているところでございます。

それから、30万トンの売買の関係でございます。細かくは御説明いたしませんでしたが、私どもなりに現在の状況等を見て、30万、30万というふうに政府の売り買いを置かせていただいております。売り買い同数ですので、仮に政府の売却が進まなければ買い入れの方も下がっていく、そのような表現も置いているところでございます。

正直なところ、今、北海道は非常に売れ行きがいいということも聞いてございます。そういう中、先ほど申し上げたとおり政府米の販売はそれなりに順調に來ていますので、正確に見通すことは難しいのですが、我々なりに状況を見つつ、30、30というのがそれなりの妥当な数字ではないか、その範囲でできるだけ目標に近づけたいということでございます。

それから、富士委員から何点か御質問がございました。この算定手法につきましては、過去からの経緯、また今回決めたものにつきましては食糧部会も含め非常に激しい議論の結果決定したというふうに承知をしております。基本的に客観性・透明性が最も重要だという認識のもと、さはさりながら当然万能とも思いませんので、これから現地の中でいろいろな課題も出てこようかと思えます。そういうことも含めて必要があれば検討していかなければいけないと思えます。

県間調整については立花委員からもございました。御説明はいたしませんでしたが、県間調整は非常に重要だろうと思っております。しかしながら、実績はそんなになくないというのが実情でございます。これについても、有効に県間調整が進むような措置があれば、また検討していく必要があるだろうと思っております。政府米についても課題の一つになるかなと考えます。

過剰作付につきましては、生産者団体・農業者主体のシステムの中で需給調整をやっていただくということでございますが、国・県・市町村が連携して後押しをしていくということは当然のことだろうと思っております。

なお、政府米についての販売計画というものは持っておりません。販売につきましては、1カ月に1回、粛々と入札で販売していくというのが基本でございます。

竹内委員からございました情報の提供につきましては、私の表現が不十分だったかもしれませんが、これまでの法律では政府の方で需給の生産目標数量を経過的に定めるという政令になっておりました。それを政令改正いたしまして、そこの部分を削除いたしまして、これからは需給の情報を政府が出す、本則に戻るという改正をし、11月30日付けから施行するという政令を決めさせていただきました。そういう意味からいたしますと、情報を出すのは国でございます。これを受けて県の方が、国のやり方と同じやり方である必要は全くございませんけれども、県の実情に応じて市町村ごとの需要量に関する情報を出す。それを踏まえて地域の協議会、県の協議会等々で具体的に生産者の方にどういう目標をお示しするかという方針をつくっていただいで出していくということでございます。先ほど7万トン以外はどこに行ったのかということもございましたけれども、総論として言いますと、需給調整・生産調整を農業者・農業者主体のもとで、私どもも当然のこととして支援しながら進めていくということでございます。実数としては7万トンでございますけれども、もし作況が100だったら今年は42~43万トン余っていた。それだけ作付過剰の状況があることは事実ですので、ともかく一体となりましてこれを正常な姿に戻してい

ないと農業経営にも大きな影響を与えるだろうということで、今回、情報の提供なり、いろいろな数字も含めて、中長期的にいろいろなことを考えてほしいということも指針の方で出ているところでございます。

MA米につきましては御指摘のとおりでございます。正直、これだというのがなかなか見つからない面はございますけれども、またいろいろお知恵もかりながらMA米の在庫縮減に努力していきたいと考えています。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

立花委員は退席されておりますけれども、委員の皆さん方も多分御関心のあるような御指摘だったと思いますので、委託方式から買い取り方式への転換がどういう状況かということと、産地づくり対策といえますか、水田農業ビジョンの達成の度合いが低いのではないかというコメントについて、今の段階であれば、お願いします。

○竹森農産振興課長 産地づくりの達成状況ですけれども、資料の59ページにございます。達成状況がちょっと低いのではないかという御指摘でございますけれども、そこに書いてございますように、作付・販売では、顕著に達成したものが4割、かなり達成したものが44.4%となっています。また、担い手への集積等も「概ね達成」の部分も含めると達成率はかなりあるのではないかと。ただ、御指摘のように、ビジョンについての目標の定め方といえますか、例えば高い目標をつくったところと低いところとか、内容的にはさまざまなものがあるのではないかと考えております。19年から始まります新しい対策では、ビジョンについての議論の過程等に着眼しながら、毎年どういうふうには達成をしていっているのか、そのためにどういう努力をしてきているのかということをきちんと進行管理をしていくことで、本来の産地づくりの目標となる地域水田農業の構造改革が円滑に進むようにやっていきたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、皆川部長、お願いします。

○皆川食糧部長 立花委員から米の集荷に関して、委託販売ではなく、例えば買い取り形式でJAがリスクを負って買ってという段階のものがあるのかという御指摘がございましたが、それはそんなに急激な変化はないのではないかと。ただ、JAがJA直売という形で全国団体まで上げずに直売している形態は、データも出ておりますが、かなり増えているのではないかと考えています。それが1点目。

それから、竹内委員は御退席になりましたけれども、MAの話でございます。今年はい会計検査院からも実はミニマム・アクセス米の保管経費が過大になっているという御指摘を受けております。これに関しては指針の中にも若干書いておりますが、今まで国産備蓄米の年産の古くなったものを飼料用に販売してきたという経緯がございますが、先ほどの表にもありますように今は国産備蓄米の年産は16年と17年の2年産に集中しておりまして、その前のものは売れております。飼料業界等からも備蓄米であれば同じようにできますということで、今年30万トンぐらいの売却を予定しております。そういうことになると、単年度で輸入しますのが77万玄米トンですが、そういった形での販売を見込めば、いわゆる加工米、援助等々も含めて80万～85万ぐらいの需要をつくっている格好になります。そういったことで若干でも在庫縮減を図るという方向性は見えてきておりますが、引き続きそこら辺の努力が要るのではないかと。ただ、枝元課長も申し上げましたが、画期的な手法がなかなかない中、今ある189万トンからのMA米の在庫が非常に短期間に解消されることまでの見込みはないということで、苦慮しているところでございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 質問といいますか、先ほどの各委員の話と重複する点もあるかもしれませんが、感想です。

30数年間やってきたわけですが、長年やってきた生産調整が米改革のすべてであると言っても過言ではない。去年から今年あたりを見ていると需給も均衡しているということで、大きな過剰在庫がないというところでは評価するのですが、私ども生産現場で見ていると、やはりここ数年の生産者米価の下落……。一方、消費者・実需者にとってはよい傾向かもしれませんが、既に昭和40年代の生産者の手取り米価になっているというのが現状です。これはコメ価格センターの価格ではないです。農家が60Kg＝1俵を手取りとしている生産者米価が既に1万円から1万2000円前後のところまで落ちている。これは昭和40年代の米価です。これは均衡がとれているように見えるのですが、私が危惧するのは、今は土石流が発生する前の静けさみたいな感じで、生産者が一気に過剰作付に方向転換する危険要素をはらんでいるんです。生産者は、コスト割れ寸前、既にコストが割れているところまで来ているのではないかと。したがって、価格補てんするようなことは今の時代に合わないとは思いますが、生産者の手取り米価、その激変緩和対策を考えていかないと、また逆戻りして過剰在庫を抱える時代になりかねないということの一つ申し

上げておきたいと思います。

もう一つは、これも関連すると思いますが、今年みたいに作況が下がっても7万トンぐらいある。確かに過剰作付の部分もあるかと思いますが、私が考えるに、1等米の比率を上げる、整粒歩合を上げるということで、農家・生産現場も網目の大きい米選機を使っているわけです。当然そこにはふるいをしたくず米が発生するわけです。くず米、いわゆる中米といわれるものが市場にかなり出回り、これが米の需給バランスを崩しているのではないか。くず米、いわゆる中米の流通量の把握はどの程度しているのかということをお聞きしたいと思います。

○生源寺部会長 そのほか、いかがでしょうか。

では、大蔵委員、その後大泉委員にお願いいたします。

○大蔵委員 ただいまの藤岡委員のお話と重複するところがございますけれども、基本指針の46ページ以降に平成19年産からの農業者・農業団体の主体的な需給システムへの移行について記述がございますけれども、農業者・JAにとってはこれは初めての取り組みでございます、一生懸命やっているところでございます。行政においてもパンフレットや農業者向けのリーフレットなどを配布して働きかけていただいていることは重々承知しておりますけれども、現場におきましては「農業者が主役となる」という言葉が先行しているわけで、行政が生産調整から後退していくのではないかという不安が現実起きています。例えば、18年産の作付状況から見ましても、平年ですと40万トンほど過剰が出ると思うんです。その中で、行政が主体となって推進してきた生産調整について本当にJAだけの確かな計画生産ができるのか。2点目は、JAから生産者へ配分通知して本当に計画生産の実効性が確保できるのか。そして3点目は、JAに出荷をしていない非協力者、その人たちの誘導がどのように図られていけばいいのかということでございます。過剰作付の不安を解消しないと大変なことが起きるのではないかと思いますし、行政の方でもこれ以上にきめ細かな指導体制をしていただきたいということがございます。

もう一点は、初めての取り組みですので、JAの現場においても農業者を集めて集落座談会とか営農づくりなどを行っている中で、農協の職員が水田台帳やデータ等の事務的な処理ができない状況になっています。それをしますと机に張りついているだけの状態になります。張りついているだけでは仕事ができなくて現場へ出られないので、こういうシステムの普及ができない状況が農協で起きております。こういう事務的な部分を行政と一緒にやってできないか、そういう部分の支援はお願いできないでしょうかということでございます。

ます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、大泉委員、どうぞ。

○大泉委員 48ページから49、50、51ページにかけて地域協議会を円滑に推進するためのさまざまな取り組みの対策が盛り込まれておりまして、これは非常に結構なことだろうと思っております。とりわけ生産調整方針作成者が地域協議会に参画するようという指導、これは結構なことだろうと思います。

そして、51ページの最後、「定期的に把握し、取り組みの遅れている地域に対しては、濃密かつ的確に指導することとしています。」という国の姿勢も非常に評価されるものだろうと思います。ただ、その際の濃密に指導する内容ですが、地域協議会での自主的な取り組みに関して手続等が果たしてこのようにうまくいっているかどうかということが内容として盛り込まれているので、そういう限りでの評価ということでありまして、これが例えばこの地域は未達だから数字をぎりぎり達成せよというような濃密な指導が行われるのかどうか。そこまで行くのかどうか。国は民主的な地域の自主性に基づいた対応がきちんとされているのかどうかということでの濃密な指導をしていただきたいと思っております。

質問は2点ありまして、1点は、51ページの実績調整方針作成者の参画状況を見ますと89%が参画しているのですが、これは恐らく集荷団体の参加だろうと思うのです。問題は、個人で実績調整方針作成をしている人たちがどのような形で参画しているのかということが私は若干気になります。残りの1割のところそういう人たちが固まっているのか、あるいはこの1割の中にも農協等々が入っているのか、あるいは9割の中にも個人で実績調整方針を作成している人が大分入っているのか、その辺がちょっと気になりますので、その辺の中身を教えてくださいというのが一つです。わからなければ結構でございます。

もう一つは、個人の農業経営者が自由に活躍すると過剰作付が問題になるという話もいろいろ出てくるのですが、前の方にも7万トンの配分について県別の資料があるのですが、80ページを見ますと、秋田、福島、茨城、千葉あたりが配分の数量が非常に大きくなっている。この辺は集荷団体や個人との関係で何かそういったことがあるのかどうか。もしも何かお考えがあれば教えてくださいということでもあります。これは結果としてこうなっただけで構造問題とか法則は別はないのだという話であれば、それはそれで結構で

ございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

今日はかなり議題がございまして、できるだけ円滑に進めたいと思いますので、まず御発言をすべていただきたいと思います。

藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 まず内容についてですけれども、情勢を客観的に透明性を持って提供しているということで、中身は非常にいいのではないかと考えています。

また、「動向編」も食生活の分析を含めて非常に充実していただいて、大変よかったなと思っています。ただ、食生活の分析を含めてやっているのですけれども、下がり続けているということばかりがずっと出てきておりまして、いかに米の消費を上げていくのかということを中心にちゃんと考えなければいけないだろう。

お米に対する消費者のニーズが変わってきているのではないかと考えております。例えば生協で意識調査をしますと、97年当時に調査した結果では、「あなたはお米を買うときに何を重視しますか」ということで聞きますと、「配達してくれるところで買いたい」、「配達してくれて便利だから、そこで買います」という意見だったんですが、最近の調査では「価格が安いから」という話が出てきています。先ほどの御発言にもありましたように農家の方は価格が下がって大変だという中で、消費者は逆に価格の低下を求めているということですから、いかに低価格の中で農家が再生産できるようなことを支援していくのか、また消費者に米を買ってもらうためには低価格のお米をどれだけよくつくることができるのかということを考えなければいけないだろうと思っています。

地域ビジョンなどを拝見していると、どこの地域も付加価値米の生産に力点を置きたがる傾向があって、低価格のお米を真剣にやっていくところが少ないのではないかと。そして、この間の担い手を明確にしていく取り組み等もコストを下げていくという意味で重要視されるべきところもありますし、そうした施策の充実が逆に米の消費量を上げていくことにつながっていくのではないかと考えています。ただ、この低価格という部分を生産者だけに押しつけるのも変ではないかと考えていて、フードチェーン全体で消費者に買ってもらえる価格帯になることを志向していかなければいけないだろう。

そうした意味で、先ほど藤岡委員から1等米比率を上げるために検査の対応をしてくず米が増えるというお話がありましたけれども、本当に今の検査でいいのかなと思っています。

す。消費者が求めるものは何かといいますと、9ページに出ているように、消費者は産地・品種や食味や安全性でお米を買うという調査結果が出ていますね。価格以外の要素ではそれが強いということなので、品質が高く、より買いたいと思うもの、そういうことにフィットする検査なのかどうか。大きさや色が本当に消費者の求めているものなのか。検査自身は否定していないんですけれども、食味等にももう少し検査のウエイトが置かれるべきではないか。最近、農家の方は色がつかないようにするための農薬を使うというお話も聞いております。そういうことは消費者の求める安全性というニーズからいくと本末転倒になっているのではないかと。消費者の意識も変わっていますし要望も変わっているということ踏まえながら、フードチェーンの中でも最適な検査を位置づけてほしいと思っています。

感想を含めてですが、以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

基本指針について、そのほか御発言はいかがでしょうか。

それでは、大木委員、その後で加倉井委員にお願いいたします。

○大木委員 今の藤井委員の御意見、「動向編」のことですけれども、検査の件は私どもももう少し検討してほしいなと思っております。

もう一つ、「動向編」が大変充実してきたというお話、私もこれはいいことだと思っております。ただ、学校給食の米飯が頭打ちになっているようですけれども、その役割としてかなり効果があると書いている割に頭打ちになっているのはどうしてなのかということも今後の課題ではないかと思っております。

お米が減ってきているのは、今ちょうどお父さんやお母さんになっている世代は、パンの学校給食でずっと育ってきた人たちです。その人が親になっていますから、そこから考えてもこういうことになるのかなと思いますけれども、そこら辺の検討もしていただきたいことが一つ。

それから、アレルギーの表示が加工食品にはあるけれども、対面販売ではないことになっています。ところが、学校や塾に通うお子さんは結構ああいうものを買っていますし、親も買っているわけですが、現に寿司とかおにぎりからアレルギーが出ているという新聞記事もございます。そういうものから検出されていることを見ますと、義務ではないけれども、対面販売もそこら辺の表示をしっかりとしてもらわないと、お米の消費拡大につながっていかないのではないかと考えております。もしそれが無理であれば、アレルギーを

持つ人たちは必ず店員にお知らせくださいね、そうすると説明しますよと。そうすると店員さんももっと勉強しなければいけませんけれども、そのぐらいの表示をしっかりとするような配慮までしていただけると、お米の消費拡大につながり、安全・安心ということにつながっていくと思いますので、「動向編」のところではそこら辺も御検討いただきたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、加倉井委員、お待たせいたしました。

○加倉井委員 短いことを二つ申し上げます。

一つは、お米というのは非常に政治的な存在ですからいろいろな要請があると思いますが、あまり例外をつくと非常にわかりにくくなって、農家は一体何を言われているのかということになってしまうので、なるべく原則を曲げない。例外はもちろんある程度はあるでしょうが、あまり政治的要請に流されないことが農家がわかるということのもとなるので、それを一つお願いします。

もう一つは県間調整ですが、私の知る限り、ずっと前から県間調整はできることになっていたはずですが、しかし実際にはできていないわけです。今度情勢が変わって生産者団体が主体的に生産調整をする時代になったわけですから、県間調整も生産者の中でうまくフレキシビリティをつくることをやっていただきたい。全国団体の方がやりたいというふうにおっしゃっていただいて、これはいい機会ですから、ぜひこれをやっていただきたい。実際にこれを抑えているのは県の団体はかなり多いんです。ですから、その辺をよろしくお願いしたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、横川委員、どうぞ。

○横川委員 時間があまりないようですから、なるべく簡単に申し上げます。

大変よくまとまったので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思っております。というのは、平成19年から競争が始まることを意識して、最近はお米の質が上がってきたからなんです。産地間の競争がいきなり来ると大変ですが、少しずつ入っていくことは実は消費を上げていくことになるという点で、私は非常にいい方向に進んでいると思っております。ただ、6中4というやり方が時差を持っている。少しずつ出てくるんです。そういう意味で、極端な言い方ですが「各県が残ったお米だけ生産をやめてくだ

さい」というのが一番わかりやすい。もっと品質を上げていく、あるいは価格を下げるという努力をしていくのではないかという意味でいくと、もう一つのやり方論として、将来は6中4の検討をしていただいてもいいのかなと思います。

それから、最近のお米のデータの中に「食味の割に価格が安い」というのがトップに出ていますが、別な言い方をする必要があります。 「価格の割に味がよい」ものを買っている、実はほとんどが価格で買っていると思っていただきたいんです。味で買っているとは限らないんです。ただ、外食業界全体を見回しますと、いい米を使っている場合といいものを使っていない場合の両方があります。

それから、消費の動向は、加工米が圧倒的に伸びています。我が社1社でも加工米が年間で6000トン売れているんです。6000トンの加工米というのは玄米にして半分ぐらいとっていただければいいのですが、ピラフ、チャーハン、おかゆ、松茸ごはんとか何々ごはんというふうに味つけしたごはん、これがものすごく伸びていますので、若い子たちが白いごはんよりも味つけごはんを食べていくという消費の動向をもっと大事にしていただきたいし、落ち続けるのはなぜか、何をやったら伸びるかということをもっと細かいデータをとっていただくといいと思います。

米粉パンの取り組みも一生懸命ですね。アレルギーに関して米粉パンがアレルギーの人に全部いいとは言いませんけれども、今はアレルギーの人が10人に1人いますので、パンを食べたくてもアレルギーであるために食べられない人が米粉パンで食べられるようになるとすれば、味ではなくて健康という分野でもっと消費が起きてくるのではないかと。そういう研究をもっとしていただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、基本指針についていかがでしょうか。

○岩田委員 1カ所確認だけです。県間調整のお話が出たんですけれども、割り当てということであれば先ほど立花委員がおっしゃったCO<sub>2</sub>の排出基準みたいな売買ができると思うのですが、今回の情報提供ということになった場合の県間調整というのはどういうイメージで考えたらいいか、その点をちょっと教えていただければと思います。

○生源寺部会長 そのほか、いかがでございましょうか。

それでは、かなりいろいろな論点がございましたけれども、ここで役所の方からお答え

いただくべき点があれば、お答えいただきたいと思います。

○枝元計画課長 幾つか分かれておりますので、それぞれ担当課長から御説明いたします。

まず藤岡委員の米価格の下落の関係でございます。御承知の上でおっしゃっているということでございますけれども、基本的に下支えをする時代でないと認識しております。そういうことから、地道かもしれませんが、需給調整・生産調整の重要性をきちんと理解いただき、それに向けて努力をしていくということだろうと思っております。当然ながら価格が下落したときの対策、いわゆる稲構等、そういう仕組みは持っておりますけれども、基本としては需給調整をいかにきちんと理解していただき、また自主的にやっていたかどうかというところかポイントだと思っております。

くず米につきましては、申しわけございませんが、量という観点では把握していません。地域によっていろいろございますけれども、一般的にとっております1.8mmのふるい目では大体2%から3~4%が1.8mm以下でふるい落とされるというのが傾向でございます。全国の平均では2.3%となっております。不十分かもしれませんが、もしわかりましたら、また御説明に参りたいと思っております。

大蔵委員のお話、JA主体で本当にできるのだろうかということ、また事務処理の問題でございます。参考付表の方は一々御説明いたしませんでしたけれども、こちらに地域水田農業推進協議会の優良事例を非常に多く出させていただきました。そういう事務的な面も含めてJAさんが中心になり、先ほど御説明いたしましたとおりに当然ながら国・県・市町村がいろいろな面でそれぞれの役割を發揮せよということで通知もさせていただいているところでございます。また、実際の現場ではワンストップ・サービスのことも含めて地域協議会の中でどこが主体的な事務をするのかということの中で、市町村の場合もあれば農協さんの場合もあれば、いろいろな場合がございますけれども、それぞれ協力して円滑にやっていくようにこれからも指導していきたいと考えているところでございます。

加倉井委員及び岩田委員からございました県間調整の関係でございますが、御指摘があったとおりに、これまではなかなか進んできておりませんでした。今回、主体が農業者団体中心に移るということで、そういう意識もぜひ持っていただきたいと思っておりますし、また、先ほど御質問がありましたとおりに、そのためにシステムとして必要があるのであれば検討するべきだろうと思っております。

岩田委員の御指摘はごもっともだと思います。ちらっとしか御説明しませんでした、

生産調整につきまして一応需要量の情報を出させていただきましたし、また地域の段階では個々の農家の方に生産調整方針作成者が目標という形でお示しすることになります。私どもの方では、産地づくり交付金とか稲作構造改革の交付金、そういうものは生産調整を実施された方に対してお出しするというので、この3年間も行政の支援措置は生産調整の実施と絡めることになってございます。そういう観点からすると、これは絶対こうでなければいけないということにはなっておりませんが、これまでの県間調整システムのように、お金のやりとりで買うとか、お金を出さずに自主的にやるとか、その辺はいろいろな手法がございましてけれども、生産調整メリット措置との関連でこれまでのやり方が引き継がれるだろうと考えているところでございます。

とりあえず以上でございます。

○生源寺部会長 それでは、消費流通課長、お願いいたします。

○島田消費流通課長 藤井委員から農産物検査について御質問をいただきました。農産物検査は、米の場合は玄米流通が多くございますが、その取引規格ということになっておりまして、精米になるときの歩留まりによって格差を設けているところでございます。ただ、農産物検査は、かつては国の食糧事務所の職員が検査を担っていたわけですが、平成13年度から5年間かけて民間への移行ということで18年度から完全に民間の登録検査機関が検査業務を行っておりまして、その中で委員御指摘の食味とか安全性といった付加的な情報についても、検査の必須部分ではございませんが、付加することは可能というふうになってございます。

それから、大木委員から学校給食についての御質問がございました。米飯学校給食については文科省とともにその普及に努めてまいりまして、現在99.4%の学校において米飯学校給食が行われております。また、週における回数につきましても週3回を目標としてきておりまして、現在は週2.9回まで達成されております。目標水準に近づいてきているという状況になっております。ただ、東京、大阪、兵庫等におきましては実施回数が少ないこともございますので、そういったところに重点を置いて普及に努めているところでございます。

○生源寺部会長 食糧部長、お願いします。

○皆川食糧部長 今年の指針は画期的といいますか、時代の変化の中ではかなり大きな一歩だったと思うんです。先ほど加倉井委員からお米については政治的云々という御指摘もありましたが、かつてのように生産調整目標面積を配分して、かなり強制感の強い減反と

いうことをやっていた時代には、これは政治的な面子の問題ということにもなりまして、面積がちょっと動いたとか動かないとかで隣の県ともいろいろな意味での調整があったわけですが、ここを極力排して、需要を基軸にして、そこからスタートした数量配分をする、その配分も今回は情報提供ということでさらにもう一步進めるということになったわけですが、その意味でいわゆる透明性・客観性という面ではかなり上がってきたのではないかと考えております。

ただ、やってみてどういう不具合が出るのか、また現場での課題が出るのかということを中心に検証していくというプロセスになるかと思っておりますので、私どもとしてはこういった形でやらせていただく。先ほど富士委員なり横川委員からも御指摘がありましたけれども、当然両面あるわけです。6中4になりますと需要の変化に年々追いついていかない面があるのではないかと、逆に営農の安定ということからすると、6中4にしてもなおかつ不具合も出る面があるのではないかと、御懸念、両方あると思っております。ここら辺は来年にかけて実施する中で、課題も含めて、来年の20年指針に向けた議論の中で、7月なり来年の今の時期に向けて、我々も実態をよく見ながら議論をさせていただきたいと思っております。

それから、消費拡大等々の課題も多くいただいたわけですが、若年層でも米の消費自体に目を開いている人、世代を経ても一定の慣習化された消費行動があるのではないかと、このような一つの仮説もあるわけで、そういう意味では若年層レベルでの普及が大事ではないか。そういうことで、この年度後半にかけてはテレビCM等も若年の方がよく見ていただけるようなことでやりたいと考えております。また、アレルギーの問題等もございましたが、今日承ったさまざまな問題、そこら辺もいろいろと勉強させていただきたいと思っております。

価格形成の問題も、しばらく注視をさせていただきますが、センターの方の運営委員会でも議論が始まっているようでございますし、私どもとしても一層の活性化が図られなければ困るという問題意識を持っております。引き続き来年にかけていろいろな意味で御議論させていただきたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

先ほどの大泉委員の御質問、この点についてよろしくお願いたします。

○吉井需給調整対策室長 大泉委員から指摘があった件でございますけれども、地域協議会に対しての方針作成者の参画状況は51ページにございます。全体で88.9%まで進んでい

るということですが、個別の大規模農家はまだまだではないかという御指摘がありました。細かく分析しているわけではございませんけれども、恐らく88.9%、9割の中はJAなり他の団体がほとんどではないかと思っております、個別の大規模農業者については残りの1割の部分で、これからさらに参画を進めていかなければいけない、しっかりと指導していきたいと考えているところでございます。

もう一点は、80ページの生産調整の取り組み状況について、秋田、福島等の特定の県が若干高いという状況がございましたけれども、これにつきましては生産調整が取り組まれている地域でございますので、これも分析したわけではございませんけれども、特定の大規模農家等が多いとか、そういったことと直接関係があるのかないのか、はっきりしておりません。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしゅうございましょうか。

○富士委員 理由がわかれば教えていただきたいことが2点あります。

1点目は、先ほど竹内委員からもありましたけれども、過剰作付分の差引が何で43万トンとか40万トンでなくて7万トンなのか、その理由が整理されていれば教えていただきたい。2点目は、政府米の販売計画はないということですが、販売計画をつくらない理由があれば教えていただきたいと思えます。

○生源寺部会長 では、この2点について、簡潔にお願いいたします。

○枝元計画課長 80ページの表にございますが、これは平年に戻したときに42万トンということでございます。昨年来いろいろ御議論をいただきましたが、配分基準単収による差を除いて出しますと、いわゆる超過達成分は36万トンぐらいではないかと思っております。ただ、これは需給でございますので、現在のように需給が均衡している中で、その目標から36万トンを引くことは、来年度の需給として見ますと現実的な話ではございません。そういう意味から、今年目標の433万トンから440万トンということで、7万トンということでございます。

○皆川食糧部長 課長からありましたように、今はまさに回転備蓄に向けて試行錯誤の過程でございます。かなり局面が変わってきたということで毎月毎月考えながらではあるわけですが、基本は、とにかく政府というのは備蓄運営ですから、民間の需給環境を政府側のアクションによって変えていくようなことはしない、極めてパッシブな対応にすべきだと思っております。その意味で、今の状況を踏まえながら、客観的な行動、透明な行

動でなければいかんということでございますから、方針等、どういった形になるかわかりませんが、いろいろと考えてさせていただきたいと思います。

○生源寺部会長 それでは、よろしいでしょうか。

今回の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針につきましては、事務局の御提案のとおりでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては食糧部会として事務局案を了承いたしたいと思います。

#### その他

○生源寺部会長 それでは、次の話題に移りたいと思いますけれども、既に12時10分前を少し過ぎておりますので、12時15分ぐらいまで延長をお許しいただければ終了できるのではないかと考えております。恐縮でございますけれども、御了承いただきたいと思えます。

それでは、引き続きまして輸入麦の売渡制度について、産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金の都道府県別交付予定額の算定の考え方、さらに「米の農産物検査等検討会」について、以上の3点につきまして、事務局から順次御報告をお願いいたします。

#### ・輸入麦の売渡制度について

○生源寺部会長 最初に輸入麦の売渡制度について、よろしくをお願いいたします。

○佐々木食糧貿易課長 食糧貿易課長の佐々木でございます。私からはお手元の参考資料1、「輸入麦の売渡制度について」という資料に基づきまして御報告申し上げます。

これまで麦の売渡しにつきましては、標準売渡価格をこの審議会に諮問し、御議論いただいて答申をいただいた上で決定してきたところでございますけれども、昨年11月末に取りまとめでいただきました「今後の麦政策のあり方」に基づきまして、先般の国会で標準売渡価格制度が廃止され、新たな売渡制度に移行していくという内容の食糧法の改正が行われまして、来年の4月から新しい制度に移行することとなっております。その仕組みの詳細とマークアップの単価等をこのたび決定いたしましたので、報告させていただきた

いと思います。

手順が前後しますが、最後のページ、8ページをお目通しいただきたいと思います。昨年11月にお取りまとめいただきました「今後の麦政策のあり方」において、外国産麦の輸入及び売渡しにつきまして、下から6行目ぐらいのところからですけれども、標準売渡価格制度については「廃止をすることが適当である。」としておりまして、廃止後の売渡しについては、買付価格に一定のマークアップを上乗せした売渡価格となるが、このうち買付価格については、毎回の買付価格とするのか、一定期間ごとの買付価格の平均とするのかについては、今後検討して決定する必要があるというふうに整理していただいたところでございます。

これを踏まえまして、前のページ、7ページですけれども、さきの国会にこういったことも盛り込みました主要食糧法の改正案を提出し、6月に成立をみたところでございます。下段の方に「外国産麦」というところがございますが、内容といたしましては、標準売渡価格制度を廃止して変動を反映する方式に切りかえていく、あわせて民間主体のSBS方式を導入していくという内容が盛り込まれていたところでございます。こういったことを踏まえまして、このたびさらに詳細な部分を決定させていただいたということでございます。

背景事情として2点ほどお目通しをいただきたいのが、5ページでございます。左側のグラフでございますように、本年の秋からですが、小麦の国際相場が豪州の干ばつ等の影響を受けて10年ぶりの高い水準にございます。直近では若干もみ合っている状況にございますけれども、そういう高水準にある状況のもと、今後の売渡価格はコストを反映していくというような状況になっているわけでございます。また一方、6ページの左側の表でございますが、競合品目であります小麦粉調製品等々の輸入動向につきましては、一番左側の「小麦粉調製品」の欄でございまして、伸び率が比較的小さな数値にとどまっていたところ、本年に入りましてからは前年同期で減少という数値になっています。この点が周辺環境として2点申し上げたい点でございます。

以上を念頭に置いていただきまして詳細の仕組み等々についてござんいただきたいと思っております。

1ページでございます。標準売渡価格制度廃止後の制度といたしましては、上の枠内に書いてございますように、過去の一定期間における買入価格の平均値に年間固定のマークアップを上乗せした価格で売り渡す価格変動制に移行するとともに、一部の銘柄を対象と

してSBS方式を導入するというごさいます。このうちのマークアップは、その使途が政府管理経費及び品目横断的経営安定対策の財源の一部に充てられているという実態がごさいます。イメージといたしまして、年間数回の変動の姿になっていく。そして価格の構成は、右側にごさいますように、実際に私どもが買い付けた価格に諸経費を乗せ、マークアップを乗せたもの、いわゆるコスト主義で売り渡しを行っていくという姿に転換していくということごさいます。

その具体的な仕組みにつきましては2ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず基本的な姿といたしまして、買入価格についてはどのようなコストをとるのかということごさいます。(1)の①にごさいますように、まず買入価格を構成するものの一つである買付価格ですが、これにつきましては一定の季節変動を排除するような期間のとり方が適当でありますし、また、価格が変化した場合にはその変化した内容をエンドユーザーの方々までお知らせするような一定の時間必要ごさいます。そういったことから、改定月の3カ月前までの8カ月間の平均値をとることが適当であると考えているところごさいます。ただ、来年4月の制度の切りかわる時期は、これまでの標準売渡価格制度のもとで運用してきた過去の買付コストとの隙間を発生させないようにするという観点も必要ごさいますので、昨年12月から本年11月までの1年間の期間の平均値とすることが適当であると考えております。

それから、②の港湾諸経費というのは港湾経費や安全性経費等々ごさいますして、過去の実績等を勘案いたしまして、年間固定の一律単価を設定して上乗せしていくことにしております。

それから、マークアップにつきましては、先ほども申し上げましたように政府管理経費とか品目横断的経営安定対策の財源の一部に充当するものでごさいますして、これまでの連続性や管理経費の合理化の進展度合い等々を踏まえて決定していくという代物ごさいます。

変動の回数ですけれども、現在輸入表については3半期ごとに需給計画を策定して需給操作を行っております。こういったものとの整合を考えますと、年間3回の価格改定とすることが適当であろうと考えているわけごさいます。ただ、これも長年にわたる標準売渡価格制度から切りかわっていく中で、その円滑な移行を図る観点からは、当面、4月及び10月の年2回にすることが適当であろうと考えております。また、商取引の実態等々から見ますと、その変化の割合が僅少な場合には、事務手続等々の煩雑さ等を考慮して、小

幅な変動については当面は価格改定を行わないことが適当であろうと考えております。この小幅の取り扱いにつきましては、19年度においては前期の価格に対して±1%の範囲内というふうに考えているところでございます。

それから、価格改定における変動幅ですが、国際相場の変動は極めて急激かつ大幅なものがございますので、これがストレートに国内市場に及んだ場合の激変を避ける観点から、一定の範囲に抑制することが適当であろうと考えているところでございます。ただし、過去の実績を見ますと小麦と大麦では変動の幅も大分異なっておりますので、小麦につきましては±5%、大麦については±15%ということで運用していくことが適当であろうと考えているところでございます。

3 ページは、売買同時入札方式（SBS方式）に関してでございます。

食糧用麦の一部の銘柄につきましては、既に米の世界において導入されておりますSBS方式を導入しようということでございます。需要者の方と輸入業者の方が結びついて銘柄、輸入場所、時期を自由に選択できるということで、多様なニーズに応じていき得ることになると考えているものでございます。

対象銘柄は、左側の（1）にございますようにプライム・ハード、デュラム小麦、大麦でございまして、多様なニーズに応じていくという観点から本船輸入だけではなく少量のコンテナ輸入にも対応していけるようにする必要がございますので、コンテナ輸入の道も開いてございます。ただ、経済合理性の観点から最低輸入ロットは設定する必要がございますので、（2）にございますように、本船輸入におきましては1000トン、コンテナ輸入におきましては100トンといたしております。

また、マークアップにつきましては、一般輸入の場合に比べると政府の保管期間が短いわけですので、その分減額したマークアップを設定して上乗せすることといたしております。

右側の（4）、決定方法でございまして、政府の買入予定価格を設定し、それにあらかじめ定めるマークアップを乗せたものを売渡予定価格といたしまして、実際の札で入った価格が買入予定価格以下で、かつマークアップが規定額以上のもの、そしてマークアップの大きいものから順次落札していく、こういう姿にすることとしております。

こういった仕組み等々に基づきまして、来年春からの政府の売渡しに当たっての参考指標となる価格を算出いたしますと、下の表の右から2列目に書いたような水準となりまして、国際相場が高騰していること等を踏まえて買付コストは上がっているわけでござい

す。ただ、政府管理経費については人件費等を中心に合理化努力を織り込みました結果、例えば小麦で申し上げますと、下から5段目に「5銘柄平均」の数値がございますけれども、現行の価格に比べて1.3%程度の引き上げという姿に相なるわけがございます。

なお、銘柄ごとには統一のマークアップを乗せておりますけれども、銘柄ごとの国際相場における評価の違いを反映いたしまして、現行価格対比の数値もばらつきがある状況になっております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御発言がある方。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 私も次の予定がありますので、一言だけ言わせていただいて退席させていただきたいと思っております。

今回の新しい麦政策は本邦初の導入ということで製粉業界の方でも期待と不安が入り混じった状況で迎えたわけですが、新しい制度移行に向けて、幅とか、いろいろなことで激変緩和措置が盛られておまして、この点については感謝申し上げたいと思っております。ただ、まだまだ議論の煮詰まっていない部分もありますし、新たな麦政策、変動相場制ということは多分末端の方はほとんど御存じないだろうと思っておりますので、この辺の周知徹底も含めて行政の方と引き続きいろいろな話し合いをさせていただきたいと思っております。

それから、もともと今回の新しい麦政策の導入は平成8年に始まった麦問題研究会からスタートし、麦政策大綱が策定されて、この部会の中で「新しい麦政策のあり方について」が提言されて今回の法律改正になったものでありますけれども、その間、製粉で使います国内産小麦の数量は40数万トンから来年は84万トンというふうには40万トン以上ふえるようなことになっております。WTO、FTA等、国際的な対応力強化が急がれる昨今でありますので、国内産小麦についても本当に今のままでいいのか。先ほどの資料の中でもなお9万ha生産調整していかなければいかんとか、40万トンが道理であるとか、いろいろな話が出ておりましたけれども、国際競争というのは生産者の皆様方も含めて麦関連産業としてやっていかなければいけない事柄だと思いますので、ぜひ国内産小麦のあり方についていろいろな議論をさせていただければと思っております。

以上で、大変申しわけないのですが、退席させていただきます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告については、食糧部会として受けとめるということにさせていただきます。

- ・産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金の都道府県別交付予定額の算定の考え方
- ・米の農産物検査等検討会について

○生源寺部会長 次に、産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金の都道府県別交付予定額の算定の考え方及び米の農産物検査等検討会につきまして事務局から御報告を受けたいと思います。その後、米の農産物検査等検討会の座長をされておられます大泉委員から御発言をいただければと思います。

それでは、最初に事務局の方から資料についての御説明をお願いいたします。

○竹森農産振興課長 それでは、まず産地づくり対策の都道府県別交付予定額について御説明したいと思います。お手元の参考資料2をごらんください。

四角に書いてございますように、19年産米の都道府県別の米の需要に関する情報の公表によりまして現場段階での対策の取り組みが本格化するわけでございます。これらの検討が円滑に進められるように、予算については概算要求段階の仮の数字ではありますけれども、都道府県別に予定額を通知するというところでございます。内容的には7月に決定されました経営安定所得対策等実施要綱で整理された考え方に基づいて実施することにしております。

産地づくり交付金でございますが、(1)に書いてございますように、基本的な考え方として、産地づくり交付金本体につきましては概算要求額が1327億円になっております。これについては、米の需要に応じた生産と麦・大豆・飼料作物等の作付状況、そして担い手の育成・確保の状況等をもとに算定したいということでございます。

それから、新需給調整システム定着交付金が150億円でございますが、これについても都道府県別の需給調整の取り組み状況を反映したいということで、これまでの都道府県ごとの対策への取り組み状況、頑張りといえますか、そういうものを的確に反映した算定したいと考えております。

(2)に留意事項が書いてございますが、当然のことながら需給調整への取り組み状況とか、これまでの対策交付金の交付実績等を加味しながらやりたいと考えております。3つ目に書いておりますように、新需給調整システム定着交付金の一定部分、一応100億円を予定しておりますが、これについては前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて交付額を見直したいと考えております。

具体的な算定については3ページの図をごらんいただければと思います。先ほど申し上げました本体部分の1327億円については、上の四角に書いてございますように基本部分と加算部分に分けて算定することにしてしております。加算部分については担い手の育成・確保状況を踏まえて算定することになろうと思います。

それから、その下の四角、「新需給調整システム定着交付金(150億円)」については、先ほど申し上げましたように需給調整規模、集荷円滑化対策への加入状況等を踏まえて計算し、それを合わせて各都道府県別に交付予定額を示すこととしております。

もう一度1ページに戻っていただきまして、稲作構造改革促進交付金でございます。基本的な考え方は2ページ以降に示してございます。概算要求額は290億円となっております。この交付金は、品目横断的経営安定対策の対象とならない者に対しまして生産調整の実施を条件に米価値下落の際の影響を緩和するという事で、あらかじめ地域で定めた定額を補てんするものでございます。下に(注)が書いてございますが、担い手以外への支援として、品目横断的経営安定対策(収入減少緩和対策)の補てん水準を超えないように措置をすることとしております。

配分に当たっての留意事項は(2)に書いてございます。都道府県別交付額の算定に当たっては、現行の対策、稲特から想定される助成対象者の水稻作付面積を反映させること。それから、転作期間中に順次担い手が育成されていくということですから、経営所得安定対策の実施要綱に示された対策期間中の事業規模のうち配慮分——これは対策期間中に生産調整参加者の拡大を配慮するという部分でございますが、そういう部分を除いた部分について3年間の情報を提供する。ちょっとわかりにくい表現になってはいますが、(注1)に書いてございますように、19年度から21年度について先ほど申し上げたように担い手が育成されるということですので、予算額としては漸減する。そして(注2)が先ほど申し上げました生産調整への参加者の拡大という部分で予定されているので、これについても漸減する。その差額部分、例えば19年度であれば290億と50億の差、240億について情報を提供するということになろうと思います。

さらに、その下のマルに書いてありますように、（注2）の配慮分については、前年度の生産調整の取り組み状況を踏まえて交付額を見直すということにしております。

具体的には4ページをごらんいただければと思います。上の四角に書いてございますけれども、この交付金は一般部分と担い手集積加算部分に分かれておりまして、国の算定単価は、一般部分が4000円、担い手集積の方が3000円という形で積算をすることになっております。具体的な配分額は、そこに書いてありますように当該都道府県の加入見込み面積に国の算定単価、先ほど申し上げたものを掛けて県別に出していく。これは、下にありますように全国の見込み面積に都道府県別のシェアを掛けた上で単価を掛けるということで具体的に積み上げていく。

さらに、その下の四角にありますように、配慮分につきましては、特に19年産については一般部分と同様に算定し、2年目以降は前年度の生産調整の取り組み状況を踏まえて算定するというようにしております。

正式には予算決定後に配分されることになるわけですが、これらの交付予定額についても先ほどの需要見通しと同じように11月30日に都道府県に内示をしたいと考えております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、島田課長、お願いいたします。

○島田消費流通課長 参考資料3、「「米の農産物検査等検討会」について」に基づき御報告をさせていただきます。

米の検査や表示につきましては、平成14年に米の表示等についての検討会、大泉委員に座長をやっていただいた検討会がございまして、ここで全般的・網羅的な検討がなされたところでございます。残された課題といたしまして、不可避免的に生じる意図せざる混入に一定の許容限度を設定・表示することの必要性が指摘されておりました。

これにつきまして、平成16年産と平成17年産の米の農産物検査証明についてDNA分析による品種判別調査を実施いたしました。この結果、16年産については98.1%のもの、また17年産については99.2%のものが検査証明とDNA分析結果が一致したわけでございますが、残りの1～2%のものについては産地段階での異品種混入が認められたところでございます。これを踏まえて、今回、引き続き大泉委員に座長をしていただきました「米の農産物検査等検討会」において、米の農産物検査における異品種混入限度の設定の是非を

検討していただいたところでございます。

その検討会の論議のポイントが4番でございます。

農産物検査は、現在も農産物検査員の目視を基本として品種の証明を行っているわけですが、時間的なもの、コスト的なことを考えますと、今後とも農産物検査員の目視が基本であろうということでございます。

また、(2)ですが、産地段階における異品種混入の実態を踏まえて、米の農産物検査に異品種混入の限度を設けるべきであろう。この場合、異品種混入の限度としては、4ないし5%水準が妥当ということございました。

また、(3)ですが、農産物検査証明がJAS法の米の表示の根拠とされていることから、米の表示につきましては、まず単一銘柄使用の場合、現行は「100%」表示となっているわけですが、これを「単一銘柄使用」とか「単一原料米」のような表示にして、「100%」表示はやめるべきではないかという議論がございました。

②ですが、ブレンド米の原料玄米の使用割合については、現行は「%」表示になっているわけですが、これにかえて「何割」といった表示、あるいは他の加工食品と同様に使用割合の多い順に表示すべきといった議論がございました。

5は今後のスケジュールですが、食品の表示に共同会議におきまして12月6日から米の表示について議論が始められる予定になっております。そして農林物資規格調査会での検討が行われることとなっております。こういった米の表示の見直しにあわせて、今後、農産物検査制度の見直しを進めていきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、大泉委員、御発言をお願いいたします。

○大泉委員 報告のとおりでございますが、農産物検査は米の規格取引の根拠でありますとともにJAS法に基づく米の表示の根拠となっているところです。このため、農産物検査の見直しに関しては米の表示の見直しと密接な連携を保ちつつ進めていくことが重要だと考えられますので、農林水産省におかれましては、今回の検討会での意見を踏まえまして、所要の手続きを経て米の農産物検査表示について速やかに見直しを進められるよう期待したいと思います。よろしくをお願いいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

今の二つの資料に基づいた御説明につきましては、これも食糧部会として受けとめてお

くということによろしいかと思えます。

○生源寺部会長 それでは、少し時間をオーバーいたしましたけれども、本日の議論はこのあたりで終了いたしたいと思えます。

なお、本日の議事につきましては議事録として整理し公開することになります。その整理につきましては私に御一任願いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○生源寺部会長 ありがとうございます。

次回の食糧部会は3月の開催を予定しております。具体的な日程につきましては、事務局から皆様の御都合を伺った上で、追って御連絡を申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

閉 会